

# EY Taiwan JBS NEWSLETTER

March 2020 II



# EY Taiwan JBS NEWS LETTER

本ニュースレターの内容は、一般的情報を参考のためのみに供するものであり、具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

## 今回の内容

### ▶ 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策:株主総会の開催編

### ▶ 前書き

台湾の会社法上、定時株主総会は、必ず年に一度は所定の方法にて開催することが必要となります。

その開催方法のうち、会社法172-2条のテレビ会議による方法については、2018年11月の会社法改正にて導入され、非公開発行会社で定款に記載があれば適用ができるようになりました。

これまで、日本や台湾などへそれぞれ出張を行ったり、直接Face to Faceにより開催していた場合には、最近の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大及び出入国制限の影響を踏まえ、開催方法について検討する必要もあると考えております。今回は、株主総会の開催にあたっての基本制度、及び留意点を整理します。

# 勘案ポイント①

## 一人株主会社かそれ以外か

### 一人株主会社の場合、董事会にて株主総会を代行可能

株主が親会社一社のみの場合(一人株主会社)は、会社法128条の1の規定によって、株主総会を董事会で代行できます。董事会については、これまで定款変更を行わずにテレビ会議による方法が認められています。そのため、一人株主会社の場合は、董事会にて株主総会を代行し、かつテレビ会議を実施することで、Face to Faceや出張による開催を避けることができます。

### 董事会決議方法の整理:会社法205条

▶ 本人自ら出席する	
▶ テレビ会議による方法	◀ 定款の定めは不要。
▶ 書面決議	◀ 定款に定めが <b>必要</b> であり、かつ、その会ごとに書面決議で実施する旨の董事全員の同意が必要。
▶ 代理出席	◀ 定款に定めが <b>必要</b> 。

### 定款変更については株主総会の決議が必要

他方、一人株主でない場合に、株主総会をテレビ会議による方法にて開催するためには定款変更が必要となり、さらに定款変更にあたっては株主総会の決議が必要となります。



## 勘案ポイント②

# 一人株主会社でない場合の株主総会の決議方法の整理

### 株主総会におけるリスク回避方法

では、一人株主会社でない場合で、かつテレビ会議による方法を定款に定めていない場合、出張及びFace to Faceによる開催を避ける方法がないのかという点につきましては、代替の方法として、代理人への委任によって出張を回避することや、書面または電磁的方法による議決権の行使によってFace to Faceによる開催を避けることが考えられます。

株主総会の決議方法、留意点を整理すると以下の通りとなります。

### 株主総会決議方法の整理:会社法177条、177条の1、177条の2

▶ 本人自ら出席する	
▶ 委任状による代理人への 委任による出席	◀ 定款の定めは <b>不要</b> 。
▶ 書面または電磁的方法に による議決権の行使	◀ 定款の定めは <b>不要</b> 。但し、董事会にて、招集通知に書面決議または電磁的方法にて実施する旨、及び議決権行使方法の記載が必要
▶ 非公開発行会社の場合、 テレビ会議による方法	◀ 定款に定めが <b>必要</b> 。

### 参考条文

条文番号	中文原文	日本語参考訳
170条: 株主総会 の種類	<p>股東會分左列二種：      一、股東常會，每年至少召集一次。      二、股東臨時會，於必要時召集之。      前項股東常會應於每會計年度終了後六個月內召開。但有正當事由經報請主管機關核准者，不在此限。</p> <p>代表公司之董事違反前項召開期限之規定者，處新臺幣一萬元以上五萬元以下罰鍰。</p>	<p>株主総会は次の二種類に分けられる。      1号 毎年少なくとも一度開催される定時株主総会      2号 必要に応じて招集される臨時株主総会      前項の定時株主総会は各会計年度終了後6ヶ月以内に開催しなければならない。但し、正当な事由があり主管機関に報告し許可を得た場合はこの限りではない。</p> <p>会社を代表する董事が前項に定める招集期間の規定に違反する場合は1万元以上5万元以下の罰金を課す。</p>

## 参考条文(続)

条文番号	中文原文	日本語参考訳
172条の 2:テレビ 會議による 株主総 会の開催	<p>公司章程得訂明股東會開會時，以視訊會議或其他經中央主管機關公告之方式為之。</p> <p>股東會開會時，如以視訊會議為之，其股東以視訊參與會議者，視為親自出席。</p> <p>前二項規定，於公開發行股票之公司，不適用之。</p>	<p>会社は株主総会の開催にあたってテレビ会議又は中央主管機関により公告されたその他方式で実施することを定款において定めることができる。</p> <p>株主総会の開催にあたって、テレビ会議で実施する場合、その株主がテレビ会議に出る場合は、自ら出席するとみなす。</p> <p>前2項の規定は公開発行会社には適用しない。</p>
第177条： 株主総会 決議基本 事項	<p>股東得於每次股東會，出具委託書，載明授權範圍，委託代理人，出席股東會。但公開發行股票之公司，證券主管機關另有規定者，從其規定。</p> <p>除信託事業或經證券主管機關核准之服務代理機構外，一人同時受二人以上股東委託時，其代理之表決權不得超過已發行股份總數表決權之百分之三，超過時其超過之表決權，不予計算。</p> <p>一股東以出具一委託書，並以委託一人為限，應於股東會開會五日前送達公司，委託書有重複時，以最先送達者為準。但聲明撤銷前委託者，不在此限。</p> <p>委託書送達公司後，股東欲親自出席股東會或欲以書面或電子方式行使表決權者，應於股東會開會二日前，以書面向公司為撤銷委託之通知；逾期撤銷者，以委託代理人出席行使之表決權為準。</p>	<p>株主は毎回の株主総会において委任状を提出して、授権範囲を明確に記載し、代理人に委託して株主総会に出席させることができる。但し、公開発行会社について、証券主管機関に別段の定めがある場合は、その規定に従う。</p> <p>信託事業或いは証券主管機関の認可したサービス代理機関を除き、1人が同時に2人以上の株主から委託を受けた場合、その代理する議決権は発行済株式総数の議決権の100分の3を超えることはできない。超過する場合、超過した議決権は計算に入れない。</p> <p>株主が1つの委任状を以て委任できるのは1人に限られ、株主総会開会の5日前に委任状を送付しなければならない。委任状に重複がある場合、先に到着したものに基づく。但し、先に到着した委任状を撤回すると声明した場合はこの限りではない。</p> <p>委任状を会社に送達した後に株主が自ら株主総会に出席する場合或いは書面または電磁的方式により議決権を行使する場合、株主総会開会の2日前までに書面をもって会社に委任の撤回を通知しなければならない。期限を過ぎた場合は委託代理人が出席して行使した議決権を基準とする。</p>



## 参考条文(続)

条文番号	中文原文	日本語参考訳
177条の 1:書面 または電 磁的方法 による株 主総会の 開催	<p>公司召開股東會時，採行書面或電子方式行使表決權者，其行使方法應載明於股東會召集通知。但公開發行股票之公司，符合證券主管機關依公司規模、股東人數與結構及其他必要情況所定之條件者，應將電子方式列為表決權行使方式之一。</p> <p>前項以書面或電子方式行使表決權之股東，視為親自出席股東會。但就該次股東會之臨時動議及原議案之修正，視為棄權。</p>	<p>会社が株主総会を招集する際、書面或いは電磁的方式をもって議決権を行使する方法を採用する場合、その行使方法は株主総会の召集通知に明記しなければならない。但し、公開發行会社で、証券主管機関が会社の規模、株主の人数、構成及びその他必要な状況に応じて定めた条件を満たす場合、電磁的方法を一つの議決権行使方法としなければならない。</p> <p>前項の書面或いは電磁的方式により議決権を行使する株主は株主自身が株主総会に出席したものと看做す。但し、その回の株主総会において臨時動議及び原案の修正がある場合は棄権と看做す。</p>
177条の 2:書面 または電 磁的方法 による議 決権の行 使	<p>股東以書面或電子方式行使表決權者，其意思表示應於股東會開會二日前送達公司，意思表示有重複時，以最先送達者為準。但聲明撤銷前意思表示者，不在此限。</p> <p>股東以書面或電子方式行使表決權後，欲親自出席股東會者，應於股東會開會二日前，以與行使表決權相同之方式撤銷前項行使表決權之意思表示；逾期撤銷者，以書面或電子方式行使之表決權為準。</p> <p>股東以書面或電子方式行使表決權，並以委託書委託代理人出席股東會者，以委託代理人出席行使之表決權為準。</p>	<p>株主が書面或いは電磁的方式で議決権を行使する場合、その意思表示は株主総会開會の2日前に会社に送達しなければならない。意思表示が重複する場合、先に到着した方を基準とする。但し、先に到着した意思表示を撤回した場合はこの限りではない。</p> <p>株主は書面或いは電磁的方式で議決権を行使した後、株主自ら株主総会に出席する場合は遅くとも株主総会開會の2日前に議決権行使の方法と同様の方法で前項の行使した議決権の意思表示を撤回する。期限を過ぎた場合は書面或いは電磁的方式をもって行使した議決権を基準とする。</p> <p>株主が書面或いは電磁的方式をもって議決権の行使をすると共に委任状をもって代理人を株主総会に出席させる場合、委託代理人が出席して行使した議決権を基準とする。</p>
205条： 董事會決 議方法	<p>董事會開會時，董事應親自出席。但公司章程訂定得由其他董事代理者，不在此限。</p> <p>董事會開會時，如以視訊會議為之，其董事以視訊參與會議者，視為親自出席。</p> <p>董事委託其他董事代理出席董事會時，應於每次出具委託書，並列舉召集事由之授權範圍。</p> <p>前項代理人，以受一人之委託為限。</p> <p>公司章程得訂明經全體董事同意，董事就當次董事會議案以書面方式行使其表決權，而不實際集會。</p> <p>前項情形，視為已召開董事會；以書面方式行使表決權之董事，視為親自出席董事會。</p> <p>前二項規定，於公開發行股票之公司，不適用之。</p>	<p>董事会を開催する場合、董事自らが出席しなければならない。但し、会社の定款で他の董事が代理できると定めてある場合はこの限りではない。テレビ会議で董事會を開催するに当たり、董事がテレビで会議に出席する場合は董事自らが参加したものと看做す。</p> <p>董事が他の董事に董事會への代理出席を委託する場合、毎回委任状を用意し、召集事由の授權範囲を列挙しなければならない。</p> <p>前項の代理人は1人からの委任を受けられるに限られる。</p> <p>会社は定款において董事全員の同意を得て、董事がその回の董事會の議案について実際に集まらずに、書面によりその議決権を行使することができる。</p> <p>前項の場合は董事會を開催したと看做す。書面により議決権を行使した董事は、董事會に自ら出席したと看做す。</p> <p>前2項の規定は公開發行会社には適用されない。</p>

## 弊所連絡先

関連する情報をご希望の方は  
お付き合いをさせて頂いており  
ますEY担当にご連絡を頂くか、  
または以下のいずれかの関連  
サービス専門担当までご連絡  
ください。

工商法令コンプライアンスサー  
ビス

沈碧琴 執業會計師

02 2757 8888 # 88877

[Ann.Shen@tw.ey.com](mailto:Ann.Shen@tw.ey.com)

陳仕凱 協理

02 2757 8888 # 67363

[Joey.Chen@tw.ey.com](mailto:Joey.Chen@tw.ey.com)

JBS

山崎隆浩 副總經理

02 2757 8888 # 88880

[Takahiro.Yamazaki@tw.ey.com](mailto:Takahiro.Yamazaki@tw.ey.com)

橋本純也 協理

02 2757 8888 # 66458

[Junya.Hashimoto@tw.ey.com](mailto:Junya.Hashimoto@tw.ey.com)

堀井政東 協理

02 2757 8888 # 66525

[Masato.Horii@tw.ey.com](mailto:Masato.Horii@tw.ey.com)

EY 安永

Assurance アシュアランス | Tax 稅務 | Transactions トランザクション | Advisory アドバイザリー

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出します。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYの個人情報の収集及び使用方法、個人情報の保護にかかる対応については、ey.com/privacy をご参照ください。さらに詳細な情報については、EYグローバルウェブサイト ey.comをご参照ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、ey.com/taiwanをご覧ください。

© 2020 Ernst & Young  
All Rights Reserved.

APAC No. 14005097

ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/taiwan](http://ey.com/taiwan)

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

